

入札説明書

1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
新城市字中野 2 3 - 3	購買北側	4. 4 0 m ² （土地） （幅4.00m×奥行1.10m）	2 台

※1 貸付面積には、回収ボックスを含みます。また、自動販売機の種類によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札参加者に必要な資格に関する告示（平成 21 年 3 月 6 日付け愛知県告示第 149 号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、愛知県が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和7年10月1日から令和12年3月31日までの4年6カ月間とします。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、愛知県が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

ウ 販売時間の設定ができること。

エ 災害対応型のものであること。

なお、自動販売機及び機内商品の取扱いについては、落札決定後、学校と協議の上、協定を締結すること。

オ 学校施設の改修工事等により貸付場所を変更する必要がある場合において、設置事業者は自己の負担において自動販売機等の移設を行うこと。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、愛知県の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。

また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に愛知県と協議を行うこと。

オ 販売価格はメーカー希望小売価格以下とすること。

カ 敷地内で販売されている他の飲料の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

カ 故障時は、2時間以内に対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を愛知県に請求することができません。

4 入札参加申込みの受付

(1) 日時

令和7年9月4日（木）から令和7年9月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所

愛知県立新城有教館高等学校 事務室

(3) 提出書類（各1部）

ア 一般競争入札参加申込書（様式第1）

イ 委任状（様式第2）（入札書に代表者名を記名したうえで、会社の社員等が入札書を持参する場合、委任状は不要）

ウ 誓約書（様式第3）（委任状を提出する場合においても、本人（法人の場合は代表者）の誓約書が必要）

エ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

＜個人の場合＞・・・住民票

オ 入札公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか

カ 国税及び県税の未納がないことの証明書

（ア）国税について

a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）

- b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の2 未納のないことの証明)

(イ) 県税について(愛知県の県税事務所が発行する納税証明書)

- a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

- b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額のないこと用

※エ及びカの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも可能です。

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年9月10日(水)午後5時必着とします。

〒441-1328

住所 新城市桜渕中野合併地

愛知県立新城有教館高等学校 あて

※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 現地説明の場所及び日時

(1) 集合場所

愛知県立新城有教館高等学校 会議室

(2) 日時

令和7年9月8日(月)午後2時から

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

愛知県立新城有教館高等学校 会議室

(2) 日時

令和7年9月12日(金)午後2時から

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に変わる担保を含む。)を開札期日までに契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規則第152条の3(入札保証金の納付の免除)の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

8 入札金額

(1) 入札金額は、3(2)の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに

相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 入札

- (1) 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (2) 入札は、入札書（様式第4）を封筒に入れ封印し、「令和7年9月12日開札 愛知県立新城有教館高等学校への自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。

[記入例]

(表)	(裏)
令和7年9月12日開札 愛知県立新城有教館高等学校への自動 販売機設置の入札書在中	印 印 印 △△市△△町△△ 株式会社 △△△△ 代表取締役 △△ △△印

- (3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 財務規則第152条第1号から第8号に該当する入札
 - イ 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札
 - ウ 入札書の金額を訂正したもの
 - エ 郵送による入札
 - オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
 - カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - キ 代理人が入札する場合に、委任状を提出していない者のした入札

10 開札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない愛知県の職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、愛知県の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない愛知県の職員にくじを引かせます。
- (3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を

希望するときは、直ちに再入札（原則として2回を限度とする。）を行います。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

- (1) 別紙契約書（様式第5）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。
- (4) 貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

13 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

14 契約保証金

契約を締結しようとする者は、財務規則第129条の2の規定により、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに契約担当者に納めなければなりません。

ただし、財務規則第129条の3（契約保証金の納付の免除）の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

15 問い合わせ先

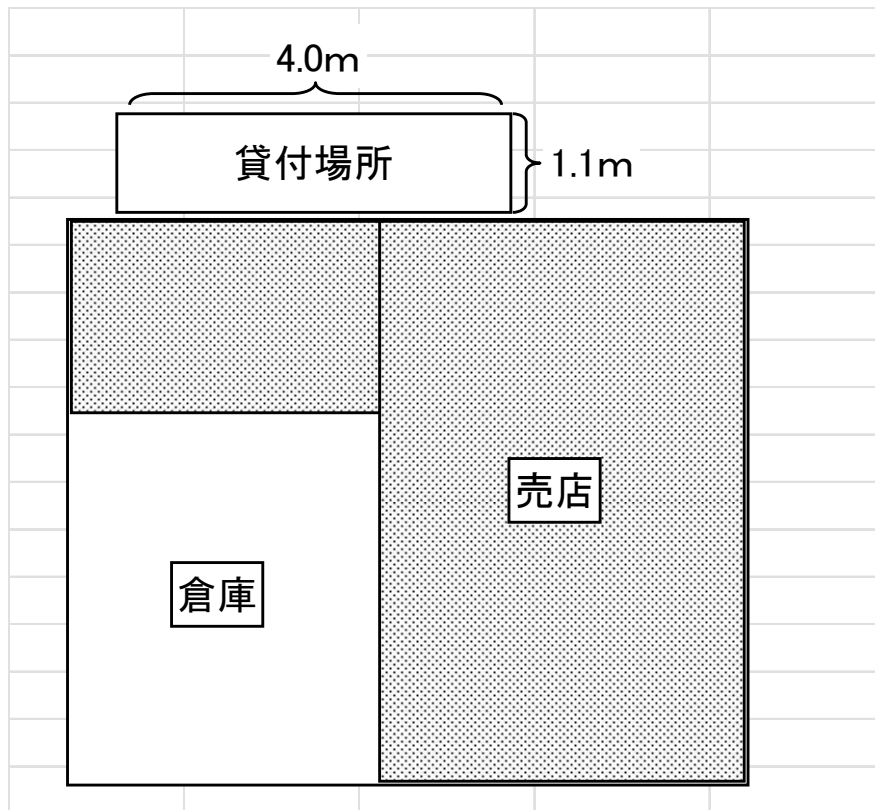
愛知県立新城有教館高等学校 事務室 担当 小林
住所 新城市桜渕中野合併地（〒441-1328）
電話 0536-22-1176

別紙

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区 分	内 容
1 名 称	愛知県立新城有教館高等学校
2 所在地	新城市桜渕中野合併地
3 設置場所	設置場所見取り図のとおり
4 開校時間	平日 午前８時３０分から午後５時まで。 ただし、部活動等で休日等も開校している場合がある。
5 職員数及び生徒数	正規７２人 非常勤４４人 生徒６５９人
6 施設内にある他の 自動販売機等の状 況	売 店
7 施設内にある他の 自動販売機の販売 価格	売 店：カン（２５０～３９０ｍｌ）１００～２３０円 ペットボトル（５００，６００ｍｌ）１３０～２２０円 パック（２５０ｍｌ） １５０円

設置場所見取り図



自動販売機の設置に係る県有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。

記

1 貸付物件

所在地 新城市字中野 2 3 - 3

設置場所 愛知県立新城有教館高等学校購買北側

貸付面積 4. 4 0 m²

設置台数 2 台

2 契約期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで